

青森県教育委員会第772回定例会会議録

期 日 平成25年5月8日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 議案第1号 学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 平成25年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 青森県立特別支援学校教育推進プラン後期実施計画（案）について
- そ の 他 県内公立学校における体罰の実態把握について

平成25年5月8日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時36分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、島康子、清野暢邦、豊川好司、町田直子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤教育次長、中村教育次長、奈良参事、岡田参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長
- ・会議録署名委員
清野委員、豊川委員
- ・書記
大館利章、村上健

会 議

議 事

議案第 1 号 学校職員の人事について (非公開の会議に付き記録別途)

議案第 2 号 平成 2 5 年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について (成田学校教育課長)

今年度は、小学校及び中学校の教科用図書の採択はなく、平成 2 6 年度において特別支援学校の小学部及び中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する附則第 9 条図書のみの採択を行うことになっている。

都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、市町村教育委員会等が行う採択に関する事務について、採択基準の作成などにより適切な指導、助言又は援助を行わなければならないこととなっており、指導等を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないこととなっている。

審議会は、条例により 1 7 名の委員で構成し、毎年選任することになっているので、今年度は、資料の名簿に掲げる方々を任命したいと考えている。

なお、任期については、第 1 回青森県教科用図書選定審議会の開催日である平成 2 5 年 5 月 1 5 日から平成 2 5 年 8 月 3 1 日までとしている。

また、委員の名簿は、教科用図書の採択が平成 2 5 年 8 月 3 1 日までに行われることになっていることから、9 月 1 日に県教育委員会のホームページにて公表する予定となっている。

(清野委員)

委員に市町村教育委員会の教育長 2 名が含まれているのはなぜか。また、保護者が 3 名であるのはなぜか。また、審議の内容について伺いたい。

(成田学校教育課長)

委員の中に 2 名の市町村教育委員会教育長が含まれているが、これは市の代表である教育長と町村の代表である教育長に県全体の教育長の代表という視点から専門的な事項を審議していただきたいと考えたものである。例えば、各地区で教科書の採択が適正かつ円滑に行われるためには、簡潔で明確な採択基準を定めることが必要であり、そのためにも教育に関する知見や豊富な経験を有する 2 名の市町村教育委員会教育長に引き続き、委員を務めていただきたいと考えているところである。

保護者が3名であるのはなぜかということであるが、保護者の方々については、県全体の立場からご意見を頂戴したいということで、県PTA連合会にお願いし全県的な視野でご提言いただける3名の保護者に入らせていただいているものである。

審議の内容については、教科用図書の採択基準の作成、選定に必要な資料の作成等について、法令に基づき審議していただいている。なお、選定のための資料というのは、選定の対象となる全ての教科書について、内容の特徴などを記載したものである。

(清野委員)

市町村教育委員会教育長は教育委員でもあり、採択権者である。採択権者である教育委員がそのまま答申者である審議会委員になることは矛盾している。教育を預かる組織でこうした矛盾を抱えるのはよろしくないと思う。

保護者3名の件であるが、17名中に保護者3名であり、残りの14名は学校の先生、若しくは事務方から12名、大学の職員が2名である。委員の構成が教育関係者に偏っているのではないか。このような構成で保護者の意見をきちんと反映させられるのか。昨今、いじめの見逃しや体罰の問題に現れているように、教育現場の感覚と世間一般の感覚にズレが生じているのではないかと思う。教科書というのは主たる教材であるので、それを選ぶ基準を示す審議会には世間一般の感覚をもっと取り入れる人事をすべきではないかと思う。

(成田学校教育課長)

今回の人事については、法令に基づき、高い見地からご意見をいただける方々を選考しており、偏った意見にはならないものと考えている。

(鈴木委員長)

成田学校教育課長、もう一度お願いしたい。

(成田学校教育課長)

審議会委員に市町村教育委員会教育長を含めることに矛盾はないかということであるが、法律で定められていることであり、全県的な視野からご意見をいただけるということで矛盾はないものと考えている。

(橋本教育長)

選定審議会は市町村の教科用図書の選定・採択がスムーズに行われるための採択基準や参考となる資料をどのように作成するかということを審議するものである。

審議会の委員については、課長からも説明があったように、法令で市町村教育委員会の教育委員や教育長が採択する側の立場から入って良いこととなっているが、一方で、教科用図書の採択に利害を有する場合には、委員となることができないこととなっている。特定の教科書会社の執筆者とか、そういった利害関係の生じている方については除外して考える必要があるが、そういうことがないということで、今回の人選となっている。

(清野委員)

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の条文では、「次に掲げる者のうちから」とあり、そこに掲げている者全員を入れよということではない。確かに法令違反ではないが、含めなくても良いという解釈もできる。

また、教科用図書の選定がスムーズに行くためというが、それは身内の者がスムーズに行くということだと思う。主たる教材であるので、保護者の「こういう教科書で学んでもらいたい」という意見も反映させるべきだと思うが、そう考えると保護者3名というのは少な過ぎるのではないか。

(成田学校教育課長)

矛盾ということであるが、法令上何ら問題ないと思うし、2名の教育長からは全県的な立場からご意見をいただいているものと理解している。

(清野委員)

採択権者が答申する側にいるということに矛盾を感じるのだが、その点はどうお答えになるのか。教育に関わる組織がそういう矛盾を抱えているのは教育的観点からよろしくないのではないか。

(橋本教育長)

少し詳しく説明させていただくと、選定審議会では採択基準とか参考となる資料を作成するものであり、A社の教科書が良いとか評価をするものではない。

(清野委員)

採択権者が県教育委員会の諮問を受けて答える側にいるというのは矛盾ではないかということを行っているのである。

(豊川委員)

教科書の善し悪しは専門家でなければわからない。民間の方が3名入っているということで十分だと思うし、私はむしろ、専門家にしっかり意見を出してもらった方が良いと思う。矛盾でも何でも無いと思う。

(島委員)

あくまでも教科書を選ぶための材料を用意するのが審議会であると認識しているので、その場に決裁権者である教育長が入っていることが矛盾だと言われても、どうも理解できない。何ら不都合はないと思う。

(町田委員)

ここで大事なのは、基準を決めていくに当たって、一番知識・経験があり、広い視野を持って考えられる人を選ぶということだと思う。私も矛盾はないと思うし、そういう見方をする方がちょっと偏った見方になってしまうと思う。

保護者が少ないのではないかということについては、保護者は保護者の目線だけで考えてしまうので、割合としては3名で十分ではないか。

(鈴木委員長)

私の意見も皆さんと同じである。清野委員が何度か「答えを出す」という表現が使われたが、選定審議会は答えを出すのではなくて、この教科書はこういう特徴があるということをもとめる場だと理解している。教科書を選ぶ方々のための資料を作っているということであるから、清野委員がおっしゃるような矛盾はないと思う。幅広い専門家が入っていて、また、保護者の方も入っているということで、バランスは良いのではないかと思う。

(清野委員)

県教育委員会が「教科書の特徴はいかがなものか」という諮問をして、それに対して選定審議会が「この教科書はこうです」という答申を出している。私は、それをもって「答えを出す」と言っているのであり、ご指摘は見当違いである。

また、身内でなくとも、学習塾関係の方とか、民間でも非常に見識が高く実績をあげている方がいるわけであり、「幅広い意見」ということを考えた場合、身内があまりにも多過ぎるのではないかと思う。もっと様々な視点をもった方を入れるべきではないか。

(鈴木委員長)

委員のバランスについて学校教育課長に伺うが、同じような方々が集まっているということはあるのか。

(成田学校教育課長)

学校関係者という意味ではそうなるのかもしれないが、諮問内容についてご意見を伺う上では、様々な事情をご承知の方々の集まりであるので、公平な意見がいただけるものと思っている。

(清野委員)

私は、個人的に「この人はいい、悪い」ということを言っているのではない。組織というのは色々な人がいると強くなるわけであり、そうして見ると、県内の学校の先生が12名、大学の先生が2名ということで、17名中12名が本県の教育委員会に関わる方々というのはいかがなものかと思う。もっと違ったタイプの方も入った方が全然思いもつかなかった発想が出てくるのではないか。

(成田学校教育課長)

青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則第2条に「審議会の委員の構成は、次のとおりとする」とあり、第1号から第3号の規定のとおり、委員の構成は学校教育関係者が中心となるように定められているが、決して偏った意見ではなく、公平な意見を頂戴できるものと考えている。

(鈴木委員長)

医学の方でも、医学書を選定する場合に素人の方が選ぶというのはなかなか難しいことであり、やはりそれに携わる方々で選ぶというのが肝要である。規則を見ても、専門の方が選びなさいという規定になっている。

それでは、議論も出尽くしたと思うので、議案第2号は原案のとおり決定することとして異議ないか。

(島委員、豊川委員、町田委員、橋本教育長)

異議なし。

(清野委員)

私は異議がある。

(鈴木委員長)

賛成多数であるので、議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

(花田スポーツ健康課長)

青森県スポーツ推進審議会委員のうち、柴田正人委員から辞職願が提出されたことからこれを承認することとし、その後任として、青森県高等学校体育連盟会長、高橋順氏を新たに委員に任命するものである。委員の任期は平成25年5月9日から前任者の残任期間である平成25年11月9日までである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

その他 青森県立特別支援学校教育推進プラン後期実施計画(案)について

(成田学校教育課長)

平成22年度に策定した「青森県立特別支援学校教育推進プラン」では、前期実施期間が平成23年度から平成25年度までの3年間となっており、今年度が最終年度となって

いる。

このため、新たに平成26年度から平成28年度までの後期実施計画を策定することとしており、本日は、庁内検討委員会で検討してきた「後期実施計画（案）」と今後のスケジュールについてご説明する。資料4ページをご覧ください。

教育推進プランの4つの基本方針は、

- 1 複数の障害種別に対応した教育の充実
 - 2 学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実
 - 3 高等部教育の充実
 - 4 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実
- となっている。

次に、この基本方針を踏まえた後期実施計画の取組内容をご説明する。資料4ページをご覧ください。

- 1 「知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実」として、知的障害を対象とする森田養護学校に、肢体不自由教育部門を整備し、知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育課程の編制など、専門的な教育の充実を図ることとする。
- 2 「聴覚障害を対象とする特別支援学校による特別支援教育のセンター的機能の充実」として、青森聾学校及び八戸聾学校に、両校の聴覚障害教育の専門性を生かした相談窓口を設けるなど、東青地区及び三八地区それぞれの地区における発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援拠点として、機能の充実を図ることとする。
- 3 「学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実」として、八戸第二養護学校については、これまでも校舎の増築や特別教室の一部転用などにより学習環境の整備を進めてきたが、更なる児童生徒数の増加や、近年の在籍児童生徒の障害の程度の重度・重複化に対応する必要がある。

八戸第二養護学校は、先般、青森県立学校校舎等利活用検討委員会の検討報告書により閉校校舎等の利活用候補対象校のうちの1校となったので、そのことを踏まえながら、適切な方策の検討により、児童生徒一人一人が力を発揮できるよう学習環境の充実を図ることとする。

- 4 「知的障害を対象とする特別支援学校高等部の職業教育の充実」として、三八地区及び中南地区の卒業生の就職及び職場定着の一定の成果を踏まえ、一層の生徒の自立と社会参加を図るため、弘前第一養護学校、黒石養護学校及び八戸第二養護学校の高等部において、地域との連携を生かした職業コース等を教育課程に設定するなど、職業教育の一層の充実を図ることとする。

なお、八戸第二養護学校については、学習環境の充実と併せて取り組みたいと考えている。

- 5 「視覚障害を対象とする特別支援学校の特別支援教育のセンター的機能の充実」として、県立盲学校及び八戸盲学校に、視覚障害教育の専門性を生かした相談窓口を設けるなど、両校を県全域の視覚障害を有する幼児児童生徒及び中途視覚障害者の支援拠点として、機能の充実を図ることとする。

続いて、今後のスケジュールについてご説明する。

パブリック・コメントを、来週、5月13日から6月21日まで40日間行いながら、その期間中に青森市、弘前市、八戸市及びむつ市において地区説明会を行うこととしている。

この説明会及びパブリック・コメントによる意見等を踏まえて修正等を行い、改めて定例会の議

案としてお諮りする予定となっているので、よろしくお願ひしたい。

(清野委員)

森田養護学校の肢体不自由教育部門の整備とあるが、これは施設の整備を伴うものか、整備は間に合うのか。

また、保護者の方から給食の実施についてよく要望を受けるが、実施の予定はあるのか。この件は森田養護学校に限らず、全県的な要望であると思うので、全県的な対応について伺いたい。

(三上学校施設課長)

まず、施設の整備についてであるが、エレベーターについては既に設置しており、また、今年度はスロープ改修等バリアフリー化に対応した工事を実施する予定であるので、間に合うということである。

(花田スポーツ健康課長)

学校給食についてであるが、森田養護学校を含め、県内特別支援学校19校のうち5校が未実施となっている。学校給食の実施に当たっては、国が定めている施設の衛生管理の基準を遵守すること、また、特別支援学校であるので、それぞれの障害の実態に応じた調理を行う必要がある等々の課題がある。未実施校については、これまでも近隣の施設からの配食であるとか、様々検討しているところであるが、今後とも保護者の意向を踏まえながら、学校・関係機関と連携して、実施に向けた協議を進めて参りたい。

(清野委員)

肢体不自由であるので、玄関の改修も計画されているのか。

(三上学校施設課長)

玄関に通じるスロープについて、幅を広げるということで改修を予定している。

(町田委員)

職業教育の充実というのはどのような内容のものをどのような頻度で見込まれているのか。また、「知的障害を対象とする」とあるが、肢体不自由については何かカリキュラムがあるのか。

また、「閉校校舎利活用を視野に入れ」とあるが、閉校校舎の利活用ができなかった場合の対応はどのようなになるのか。

(成田学校教育課長)

まず、職業教育についてであるが、具体的には教育課程の中で職業教育に関する内容をこれまで以上に充実させるということである。肢体不自由に関しても同じであり、職業に対する理解を深めるような教育課程を厚くしていくということである。

閉校校舎の利活用の件については、そうならなかった場合も視野に入れて教育課程の内

容を検討している。

(鈴木委員長)

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、青森県立特別支援学校教育推進プラン後期実施計画(案)の件については了解した。

その他 県内公立学校における体罰の実態把握について

(田村教職員課長)

県教育委員会が行った体罰の実態把握についてご報告する。

これは、平成25年1月23日付けの文部科学省からの依頼に基づき、県内公立学校における平成24年4月以降の体罰の実態について、1月29日付けで各県立学校及び各市町村教育委員会に依頼し、調査を行ったものである。

調査方法としては、より正確に実態を把握するため、各学校において、教職員だけでなく児童生徒及び保護者も対象に含めてアンケート調査を行った。そして、アンケートで申告のあったものについて、事実関係を詳細に確認し、県教育委員会に報告していただいた。

その後、県教育委員会において、報告の内容を確認し、第一次報告の内容も含めて体罰の件数等を集計したところ、県内公立学校全体では72校、110件の体罰が確認された。

また、この内訳としては、小学校32校、42件、中学校29校48件、高等学校11校、20件であった。

なお、当該集計結果については、先般4月30日に文部科学省に報告している。

(教育長)

体罰の禁止については、これまでも再三にわたり指導してきたところであるが、このような結果が明らかになったことは、誠に遺憾である。

今回の調査によって新たに判明した事案については、県教育委員会として事実関係を確認した上で、厳正に対処して参りたい。

体罰の根絶を図るため、県教育委員会では、先般4月1日付けで、教職員の意識啓発用のリーフレット等を配付するとともに、校内研修等で活用し、体罰の根絶に向けて学校一丸となって取り組むよう要請したところであり、今後とも、市町村教育委員会等と連携し、教職員としての使命感、倫理観の醸成及び服務規律の厳正な確保に取り組んで参りたい。

(島委員)

「把握のきっかけ」と「把握の手法」というところがわかりづらかったので、ご説明いただきたい。

(田村教職員課長)

「把握のきっかけ」については、どのようにして体罰が明るみに出たかということである。保護者からの訴えが一番多く、続いて児童生徒からの訴え、教員からの申告、第三者

からの通報となっている。

また、「把握の手法」については、具体的にどのような体罰だったかを確認する際にどのような手法をとったかということである。教委が直接事情を聞いたというのが一番多いが、あわせて被害児童生徒からも確認しているということである。

(島委員)

結果を見ると、教員自身が体罰だと思っていないのに児童生徒は体罰だと思っているというような「ギャップ」が明らかになったと思う。そのギャップを埋めるための方策は考えているか。

(田村教職員課長)

今回の調査で、結果として110件の体罰が出たということについては、やはり教員の認識が甘かった、不足していたというのが現実であると考えている。これについては、4月1日付けでリーフレットを配付したと申し上げたが、その中で、体罰とはどういうものかということや具体の指導方法、あとは、個人で抱え込まないで学校全体で対応するようということを知りたところである。今後とも、そのような形で体罰は絶対にあってはならないということを知りたところである。

(町田委員)

今回こういった調査があつて、これだけの件数が出てきたが、逆に調査がなければわからなかったわけである。その点を踏まえ、今後はどのようにして実態把握をしていくのか。

また、教師の認識と親・生徒の認識との間にギャップがあるということはそうだと思うが、さらに親の世代も「昔はこれくらい体罰じゃなかった」「もっとしかって欲しい」という方もいらっしゃるのが現状である。親の方も認識を改めなければいけないと思うが、その辺の方策についてはどう考えているか。

(田村教職員課長)

まず、現状の把握についてであるが、今回このような調査を初めて実施したところであり、こういうものが体罰になるんだということを教諭も、児童生徒も、保護者も認識を新たにしたところである。この認識をこれからも活かしていくということで、もし万が一、体罰があつた場合には必ず報告するよう指導して参りたいと考えている。

また、保護者との関係については、学校としてPTA等と協力しながら体罰根絶に向けた取組を進めて参りたいと考えている。

(橋本教育長)

110件あるということで、今後の処分等の結果を踏まえて方向性を考えていきたいと思うが、今回のことを良い契機として、例えば、高体連、部活動関係者も本来の部活動の指導はどうあるべきかということについて模索しているところである。体罰はいけませんが、子どもたちの生徒指導というのは怯まずやっつけていかなければならないので、具体的にどのような指導が大事なのか、様々なセッションで話し合っていたらいいと考えている。

いる。また、ある一定期間を置いたときに、もう一度このような調査が必要かどうか考えて参りたい。

(豊川委員)

傷害の有無が記載されているが、小中学生に傷害を負わせるまでの体罰というのは由々しいことだと思う。調査は継続していただきたい。また、しっかりとした教師を育てることも大事だと思う。様々検討していると思うので期待したい。

(鈴木委員長)

元来、人間は今までやってきた考え方やスタイルをそう簡単には変えられないものであるから、現場の校長先生、あるいは同僚の先生方が見守っていくシステムを作っていく必要があると思う。

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、県内公立学校における体罰の実態把握の件については了解した。